

御杖村指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

御杖村指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成 30 年御杖村規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、」を削る。

第 2 条の見出し中「等」を削り、同条第 1 項中「法」を「介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)」に、「指定申請書(様式第 1 号)に別表に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(令和 5 年厚生労働省告示第 331 号。以下「様式告示」という)別紙様式第 2 号(一)により行うものとする。」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「事務所」を「事業所」に、「表示」を「標示」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 3 条中「変更に係るものにあつては変更届出書(様式第 3 号)」を「施行規則第 133 条第 1 項及び第 140 条の 37 第 1 項に掲げる事項の変更に係るものにあつては様式告示別紙様式第 2 号(四)」に、「事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては、廃止・休止・再開届出書(様式第 4 号)により」「休止した事業の再開に係るものにあつては様式告示別紙様式第 2 号(五)により、」に、「それぞれ別表に掲げる関係書類を添えて行わなければならない。」を「それぞれ行うものとする。」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 82 条第 2 項及び第 115 条の 25 第 2 項の規定による届出は、様式告示別紙様式第 2 号(三)により行うものとする。

第 4 条の見出し中「の申請」を削り、同条中「法第 79 条の 2 第 4 項」を「法第 115 条の 31」に、「法第 79 条及び第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 の規定」を「法第 70 条の 2 第 1 項並びに法第 79 条の 2 第 1 項の規定」に改め、「指定の」を削り、「指定更新申請書(様式第 5 号)に別表に掲げる関係書類を添えて行わなければならない。」を「様式告示別紙様式第 2 号(二)により行うものとする。」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 第 2 条第 2 項の規定は、法第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項並びに法第 79 条の 2 第 1 項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第7条中「規定するもののほか、」の次に「指定居宅介護支援事業所及び」を加え、同条を第8条とする。

第6条各号列記以外の部分中「同条各号の措置に係る事務所に関する次に掲げる事項」を「施行規則第133条の2及び第140条の38に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号」に改め、同条各号を削り、同条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分中「第2条第1項の申請に係る指定」を「第2条に規定する指定」に、「第3条の届出の受付又は前条の申請に係る」を「第3条に規定する届出の受理又は第4条に規定する」に、「奈良県、奈良県国民健康保険団体連合会」を「都道府県、国民健康保険団体連合会」に改め、同条第2号中「事務所の指定の申請者」を「事業所の指定の申請者」に、「、生年月日、住所及び職名」を「及び住所」に改め、同条第3号中「及び」を「、」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第7号中「管理者の氏名、生年月日及び住所」を「その他村長が必要と認める事項」に改め、同条第8号及び第9号を削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(指定介護予防支援の委託の届出)

第5条 施行規則第140条の35第1項及び第2項の規定による届出は、様式告示別紙様式第2号(七)により行うものとする。

別表を削る。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。